

令和5年度 北海道地方最低賃金審議会
第2回北海道最低賃金専門部会議事要旨

1. 日 時 令和5年8月1日(火) 13:24 ~ 16:22

2. 場 所 札幌第一合同庁舎 8階会議室

3. 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名
事 務 局 4名

4. 議 題

- (1) 北海道最低賃金の改正決定の審議について
- (2) その他

5. 議事要旨

議題に入る前に、中央最低賃金審議会の戒野会長代理から地方最低賃金審議会委員へのビデオメッセージを視聴した。

ビデオメッセージの内容は、以下5点。

1点目はビデオメッセージの趣旨

令和5年4月に取りまとめられた「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを受け、目安の位置づけの趣旨に加え、中央最低賃金審議会において取りまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、ビデオメッセージを送ることになった。

2点目は目安の位置付け

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

3点目は、令和5年度目安のポイント

今年のみ安について、最低賃金法の3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねた結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となった。

4点目は、発効日について

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もある。令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に

おきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされている。

5点目は公労使による真摯な議論について。

中央最低賃金審議会の報告も参考にして、公労使による真摯な議論をお願いしたい。

(1) 北海道最低賃金の改正決定の審議について

労働者側、使用者側に分かれて個別の打合せを行った。

金額改正審議に入り、使用者代表委員、労働者代表委員より意見が述べられた。

使用者代表委員の意見

- ・春の賃上げ状況、物価上昇の大きさを踏まえると、最低賃金の引上げは必要と認識しているが、引上げ幅については、最低賃金法の3要素の根拠をもって説明できることが不可欠と考えており、改めて3要素での議論をお願いしたい。
- ・賃金改定状況調査の第4表の賃金上昇率が中小企業・小規模事業者を対象とした3要素を総合的に表していると認識しており、引上げ額22円を算出。
- ・22円引上げた942円を提示。

労働者代表委員の意見

- ・中賃目安でも重要視された労働者の生計費が主だと思っている。
- ・1,000円を目指しているので、踏み込んだ数字を出していきたい。
- ・中賃目安で使われた近年の物価上昇の数値も踏まえ、引上げ額52円を算出。
- ・52円引上げた972円を提示。

事務局より業務改善助成金の利用件数、金額について口頭説明した。

- ・委員から助成金・補助金制度の利用状況について質問があり、次回回答することとなった。

その後、公使、公労による意見交換を行ったが、結論を出すには至らず、次回以降の継続審議となった。

次回8月2日15時から審議を行うことが確認された。

(2) その他

意見等なく閉会となった。